

資格要件調査票（児童福祉司）

選考区分	フリガナ
児童福祉	氏名

資 格 要 件 区 分		該当する欄 に○を記入 (複数回答可)		
1	国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科（旧・国立秩父学園附属保護指導職員養成所養成部児童指導員科）を卒業した			
	国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所養成部を卒業した			
	上智社会福祉専門学校社会福祉士・児童指導員科を卒業した			
	全国社会福祉協議会中央福祉学院児童福祉司資格認定通信課程を修了した			
2	大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程（注1、以下同じ）を修めて卒業した者であって、指定施設（注2、以下同じ）において1年以上相談援助業務（注3、以下同じ）に従事した		大学名	
			学科名	
			従事先	
			従事内容	
3	医師			
3の2	社会福祉士			
4	社会福祉主事として（注4、以下同じ）、2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの（※） <u>※本項目に○を記入する場合、必ず別紙を参照すること。</u>		従事先	
			従事内容	
5	大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した		大学名	
			学科名	
			従事先	
			従事内容	
	大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した		大学院名	
			研究科名	
			従事先	
	外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した		大学名	
			学科名	
			従事先	
		社会福祉士試験に合格した		
		精神保健福祉士 又は 精神保健福祉士試験に合格した		
	保健師であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ厚生労働大臣が定める講習会（注5、以下指定講習会という。）の課程を修了したもの。		従事先	
			従事内容	
助産師であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ指定講習会の課程を修了したもの。		従事先		
		従事内容		
看護師であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ指定講習会の課程を修了したもの。		従事先		
		従事内容		
保育士（特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ指定講習会の課程を修了したもの。		従事先		
		従事内容		
教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）に規定する普通免許状を有する者であって、指定施設において1年以上（同法に規定する二種免許状を有する者については2年以上）相談援助業務に従事したものであり、かつ指定講習会の課程を修了したもの。		資格名		
		従事先		
		従事内容		
社会福祉主事たる資格を得た後に、社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間と、児童相談所の所員として勤務した期間の合計が2年以上ある		従事先		
		従事内容		
社会福祉主事たる資格を得た後に、3年以上児童福祉事業に従事した		従事先		
		従事内容		
児童指導員であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ指定講習会の課程を修了したもの。		従事先		
		従事内容		

注1～5 次頁参照

注1 「これらに相当する課程」とは、社会福祉学部の各学科、社会学部等の社会福祉関係学科、人間関係学科など、心理学、社会学、教育学を総合的に履修する学科を意味し、単に社会学概論の単位を履修して卒業した場合はこれに含まれない。

注2 「指定施設」の範囲は、社会福祉士及び精神保健福祉士の受験資格を得るための実務経験の場として認められている施設その他厚生労働大臣が適当と認める施設とする。具体的には下記の施設が該当する。

1 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

- 保健所
- 児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
- 病院及び診療所
- 身体障害者更生相談所、及び身体障害者福祉センター
- 精神保健福祉センター
- 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
- 福祉事務所
- 婦人相談所及び婦人保護施設
- 知的障害者更生相談所
- 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
- 母子・父子福祉センター
- 介護保険施設及び地域包括支援センター
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設

2 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

- 精神科病院
- 市役所、区役所又は町村役場（精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る。）
- 保健所又は市町村保健センター
- 病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。）
- 精神保健福祉センター
- 精神障害者に対してサービスを提供する、以下の施設
  - ・ 障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後デイサービスを行うものに限る。）又は障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター
  - ・ 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
  - ・ 福祉事務所又は市町村社会福祉協議会
  - ・ 知的障害者更生相談所
  - ・ 広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター
  - ・ 保護観察所又は更生保護施設
  - ・ 発達障害者支援センター
  - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム

3 上記1、2に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

（昭和63年2月12日付社庶第29号「厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知」）

- 保育所
- 乳児院
- 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通所寮、知的障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター、精神障害者地域生活援助事業を行う施設 等

[※詳細は、昭和63年2月12日付社庶第29号「厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知」の別添1の2にて確認すること。](#)

（↑の文章をクリックすると、通知が掲載されている厚生労働省のホームページが表示されます。）

注3 要件を満たすためには、指定施設において福祉に関する「相談援助業務」（児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務）に従事していることが必要であり、その具体的な範囲は、社会福祉士及び精神保健福祉士の受験資格に係る実務経験の範囲を定める厚生労働省通知等による。  
病院、社会福祉施設等における看護業務、介護業務等の直接処遇業務はこれに含まれない。

注4 「社会福祉主事として」とは、「社会福祉主事としての資格を有し」の意味ではなく、現実に社会福祉主事（福祉事務所に於けるケースワーカー）として勤務した場合のみを指す。

注5 指定講習会とは、都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び児童福祉法第59条の4第1項の児童相談所設置都市を含む。以下同じ。）又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う講習会であって、次の①から⑤の要件を満たすものとする。

- ①講義及び演習により行うものであること。
- ②修業期間は、おおむね3月以内であること。
- ③講習会の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- ④別表に定める科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- ⑤講師は、別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

（別表）

区分	科目
講義（※）	児童福祉論
	児童相談所運営論
	養護原理
	障害者福祉論
	社会福祉援助技術論
	児童虐待援助論
演習	社会福祉援助技術演習
	児童虐待援助演習

※ 講義は、通信の方法によって行うことができる。  
この場合においては、添削指導又は面接指導を適切な方法により行わなければならない。

《 資格要件調査票（児童福祉司）の資格要件区分4について 》

児童福祉司の資格要件を定める、児童福祉法の一部改正法案（平成29年4月1日施行）が、平成28年5月27日に成立した。  
これに伴い、「資格要件区分の4」は以下のとおり改正される。

（改正前）  
「社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者」

（改正後）  
「社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、  
**厚生労働大臣が定める講習会の課程（※）を修了したもの**」

※平成28年6月1日時点で、講習会内容は未定。

「資格要件区分の4」により、選考を申込み場合は、平成29年3月末日までに改正後の資格要件を満たす必要がある。